

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="539 280 745 312">第2章 通関業</p> <p data-bbox="555 352 730 384">第1節 許可</p> <p data-bbox="168 464 394 496">3-3 <u>（削除）</u></p>	<p data-bbox="1525 280 1731 312">第2章 通関業</p> <p data-bbox="1541 352 1715 384">第1節 許可</p> <p data-bbox="1189 427 1632 459"><u>（地域限定の条件に係る経過措置）</u></p> <p data-bbox="1155 464 2114 603">3-3 <u>関税定率法等の一部を改正する法律（平成28年法律第16号）附則第4条第4項の規定の適用を受けている通関業務を行う営業所について、同項の規定の適用を受けないこととなった場合は、後記3-7（条件の変更）に準じて取り扱うこととなるので留意する。</u></p>